

## 災害ごみの処理

☎ 環境保全課生活環境担当 ☎23-6074

### ■市全域の浸水区域への対応

一般廃棄物処理手数料減免申請書が必要です。クリーンセンターおよびリサイクルセンターに持ち込みするときは、減免申請書を受付に提示してください。

### ◆手数料減免申請書の手続き(即日発行)

#### ▶持参するもの

り災証明書、被災証明書

#### ▶申請方法

環境保全課(市役所西庁舎4階)、または各総合支所地域振興課に必要書類を持参し手続き

### ◆受け入れ期間

令和4年8月31日(水)まで 8時30分～正午、13時～16時30分(土曜・日曜日を除く)

※7月30日(土)・31日(日)、8月11日(水)は受け入れしませぬ。

### ◆燃やせる災害ごみ

家財、家具類などの燃やせる災害ごみ

※鏡・ハンガーパイプなどに付いている不燃物は取り除いてください。

#### ▶搬入施設

大崎広域中央クリーンセンター ☎28-2386

大崎広域東部クリーンセンター ☎43-2597

### ◆燃やせない災害ごみ

ガラス、陶器類などの燃やせない災害ごみ

#### ▶搬入施設

大崎広域リサイクルセンター ☎28-1756

### ◆施設へ搬入できないもの

①建築廃材(コンクリートがら、石膏ボード、壁紙など)

②その他適正処理困難物(タイヤ、バッテリー、農薬・油類など)

③家電リサイクル法対象機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど)

### ◆搬入の注意点

災害ごみは、燃やせるごみと燃やせないごみに分別して出してください。

### ■施設へ搬入できないものなどへの対応

自宅などの敷地内に災害ごみをまとめて、業者による収集を行います。

### ◆自宅敷地などからの収集の申し込みについて

環境保全課または各総合支所地域振興課へ電話してください。収集日を、環境保全課から個別に連絡します。

### ◆自宅敷地などから収集する災害ごみ

燃やせるごみ(家財、家具類など)、燃やせないごみ(ガラス、陶器類など)、畳、家具、建築廃材、粗大ごみ、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・エアコンなど

## し尿の処理

☎ 環境保全課生活環境担当 ☎23-6074

便槽に雨水が入ったなどの被害があったときは、し尿のくみ取り手数料の全額を助成します。

### ◆手数料減免申請書の手続き

#### ▶持参するもの(必要書類)

り災証明書または被災証明書、作業報告書など、口座情報が分かるもの

#### ▶申請方法

環境保全課(市役所西庁舎4階)、または各総合支所地域振興課に必要書類を持参し手続き

### ◆助成金の対象

令和4年8月31日(水)までに行った、し尿のくみ取り手数料

### ◆申請期限

令和4年9月30日(金)

### ◆消毒液の配付

床下消毒などに使用する消毒液は、各行政区へ配布します。消毒が必要な場合は、行政区で取りまとめ、環境保全課または各総合支所地域振興課へ連絡してください。※配付する消毒液は、希釈して使用するものです。

## 勤労者生活安定資金融資

☎ 東北労働金庫古川支店 ☎24-1400

### ■対象

市内に勤務先または住所を有する人で、東北労働金庫の会員となっている人および会員となる資格を有する人

### ■融資の内容

種類	限度額	利率	返済期間
生活資金	100万円	年2・75%	7年以内
教育資金	300万円	年1・55%	10年以内
自動車資金	200万円	年1・90%	7年以内

### ■申請場所

東北労働金庫古川支店

## 大崎市中小企業振興資金

☎ 産業商工課商工振興担当 ☎23-7091

### ■対象

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の事業者(宮城県信用保証協会の保証対象業種を営むものに限る)で、同一事業を継続し、次の①から④までの要件をすべて満たす人 ①市内に店舗、工場または事業所を有し引き続き同一事業を営んでいる人②市税の納税義務者で、税に滞納がなく、あっせんする資金の返済が可能と認められる人③事業の内容が堅実で、社会的に信用があると認められる人④保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていない人

### ■融資の内容

▶融資限度額 2千万円

▶利率 年1・8%(1年以内は1・6%)

▶返済期間 運転資金7年以内(据置1年以内)、設備資金10年以内(据置1年以内)

▶保証人 原則として法人代表者以外は不要

▶担保 必要に応じて徴求

### ■申請場所

市内取扱金融機関

## 農林漁業施設資金・農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)

☎ 農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎23-7090

最寄りの農協等金融機関に相談してください。被害認定は、被災証明書が必要となります。

### ■農林漁業施設資金(被害を受けた施設の復旧など)

▶貸付対象者 農業を営む者

▶貸付限度額 ①、②のいずれか低い額 ①借受者の負担額の80%②1施設当たり300万円(特認600万円)

▶貸付利率(7月19日現在) 0・25～0・60%

▶償還期限等 15年(うち据置3年)以内

### ■農林漁業セーフティネット資金(運転資金)

▶貸付対象者 認定農業者・新規就農者、主業農業者など

▶貸付限度額 一般:600万円(特認:年間経営費の6カ月分相当額)

▶貸付利率(7月19日現在) 0・25～0・55%

▶償還期限など 15年(うち据置3年)以内

## 大崎市災害ボランティアセンター

☎ 各問い合わせ先

### ■ボランティアを要請したい場合

▶古川サブセンター(矢目公会堂) ☎090-8049-9367

▶鹿島台サブセンター(鎌田記念ホール敷地内) ☎090-8049-9369

### ■ボランティアをしたい場合(事前予約制)

◆個人ボランティア(受付時間9時～16時)

▶古川サブセンター(矢目公会堂) ☎090-8049-9368

▶鹿島台サブセンター(鎌田記念ホール敷地内) ☎090-8049-9370

◆団体ボランティア(受付時間9時～16時)

☎090-8049-9371

## 保育所等保育料の減免

☎ 子ども保育課子ども保育担当 ☎23-6040

令和4年8月分以降の保育所等保育料(市が入所決定する施設に限る)を、次のとおり減免します。

### ◆減免の内容(判定区分は1ページを参考)

対象	区分	減免割合
入所児童の保護者が居住する住宅が、損害を受けたとき	全壊・大規模半壊	全額
	中規模半壊・半壊	2分の1

### ◆持参するもの

り災証明書の写し

### ◆申請場所

子ども保育課(市役所西庁舎2階)

## 放課後児童クラブ保育料の減免

☎ 子育て支援課児童福祉担当 ☎23-6045

令和4年8月分以降の放課後児童クラブ保育料を、次のとおり減免します。

### ◆減免の内容(判定区分は1ページを参考)

対象	区分	減免割合
利用児童の保護者が居住する住宅が、損害を受けたとき	全壊・大規模半壊	全額
	中規模半壊・半壊	2分の1

### ◆持参するもの

り災証明書の写し

### ◆申請場所

子育て支援課(市役所西庁舎2階)または各放課後児童クラブ

## 災害援護資金の貸し付け

☎ 社会福祉課地域福祉担当 ☎23-6012

災害により負傷または住居、家財の被害を受けた世帯を支援するため、生活の立て直しに要する資金を貸し付けします。詳しくは、問い合わせください。

### ■対象者・貸付限度額

#### ◆世帯主に1カ月以上の負傷がない場合

対象者	貸付限度額
家財の3分の1以上の損害	150万円
半壊以上大規模半壊以下	170万円
全壊	250万円
住居の全体が滅失・流出	350万円

#### ◆世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

対象者	貸付限度額
当該負傷のみ	150万円
家財の3分の1以上の損害	250万円
半壊以上大規模半壊以下	270万円
全壊	350万円

### ■融資の条件

▶貸付利率 年1・5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

▶据置期間 3年

▶償還期間 10年以内(据置期間を含む)

### ■貸付決定までに必要な書類

①災害援護資金借入申込書②調査同意書(連帯保証人が市外の場合は、連帯保証人の所得証明書などが必要)

③り災証明書(住居に半壊以上の被害がある場合)④診断書(世帯主に1カ月以上の負傷がある場合)ほか

※必要に応じて現地調査を行います。

### ■所得制限(令和3年中の所得)

世帯人数	総所得金額	世帯人数	総所得金額
1人	220万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
2人	430万円		
3人	620万円		
4人	730万円		

### ■申請場所

社会福祉課(市役所西庁舎2階)または各総合支所市民福祉課